

## 5. 要介護（要支援）認定に関する処分の審査を取り扱う合議体の委員の定数について

地方分権に係る義務付け・枠付けの見直しの第三次見直しを踏まえた地方分権推進一括法案（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」）については、平成24年通常国会において、廃案になったところであるが、今後第四次見直し（現在、内閣府において検討中）を加えた法案として、改めて提出される見込みである。

介護保険法では、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する三人をもって構成する合議体で取り扱うこととしている（第189条第2項）が、地方分権推進一括法案により、この合議体の委員の定数について「都道府県の条例で定める数」と改める予定である。

このため、法案が提出され、成立した際には、各都道府県において当該委員数を条例で定めていただく必要がある（施行日は平成26年4月1日の予定であるが、施行日から1年間の経過措置がある予定）。